



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 5 8 1 号 令和 5 年 4 月 2 5 日発行

目次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
1 7 7	歳入の徴収の事務を私人に委託した件	スポーツ振興課
1 7 8	生活保護法の規定による医療機関を指定した件	国保・自立支援課
1 7 9	生活保護法の規定による指定医療機関から名称の変更について届出があった件	同
1 8 0	生活保護法の規定による指定医療機関から所在地の変更について届出があった件	同
1 8 1	生活保護法の規定による指定医療機関から廃止について届出があった件	同
1 8 2	生活保護法の規定による指定医療機関から休止について届出があった件	同
1 8 3	生活保護法の規定による指定医療機関から再開について届出があった件	同
1 8 4	生活保護法の規定による指定医療機関の辞退があった件	同
1 8 5	生活保護法の規定による介護機関を指定した件	同
1 8 6	生活保護法の規定による指定介護機関から指定に係る事業所の所在地の変更について届出があった件	同

【 告 示 】

番 号	表 題	担当課名
1 8 7	生活保護法の規定による指定介護機関から 廃止について届出があった件	同
1 8 8	生活保護法の規定による指定介護機関から 休止について届出があった件	同
1 8 9	生活保護法の規定による施術機関を指定し た件	同
1 9 0	同	同
1 9 1	生活保護法の規定による指定施術機関から 廃止について届出があった件	同

【 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 】

番 号	表 題	担当課名
6 0	地方自治法の規定による条例の制定又は改 廃の請求及び監査の請求をする場合の県議 会議員及び知事の選挙権を有する者の5 0 分の1 の数を告示する件	
6 1	地方自治法の規定による県議会の解散の請 求、知事の解職の請求及び主要公務員の解 職の請求をする場合の県議会議員及び知事 の選挙権を有する者の総数のうち4 0 万を 超える数に6 分の1 を乗じて得た数と4 0 万に3 分の1 を乗じて得た数とを合算して 得た数を告示する件	
6 2	地方自治法の規定による県議会議員の解職 の請求をする場合の各選挙区における県議 会議員の選挙権を有する者の3 分の1 の数 を告示する件	
6 3	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 の規定による県教育委員会の教育長又は委 員の解職の請求をする場合の知事の選挙権 を有する者の総数のうち4 0 万を超える数 に6 分の1 を乗じて得た数と4 0 万に3 分 の1 を乗じて得た数とを合算して得た数を 告示する件	

徳島県告示第百七十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和五年四月一日次の事務を公益財団法人徳島県スポーツ協会に委託した。

令和五年四月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 徳島県都市公園条例（昭和三十三年徳島県条例第二十号）第十二条第二項に規定する使用料（徳島県蔵本公園（駐車場を除く。）及び徳島県鳴門総合運動公園の有料公園施設等に係るものに限る。）の徴収の事務

二 徳島県立中央武道館の設置及び管理に関する条例（昭和六十三年徳島県条例第二十六号）第十一条第一項に規定する使用料の徴収の事務

徳島県告示第百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和五年四月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	所 在 地	開 設 者	指 定 年 月 日
麒麟堂薬局小松島店	小松島市中田町字原ノ下二丁一	株式会社麒麟堂	令和四年七月一日
訪問看護ステーションウォームス	板野郡北島町中村字岸ノ上一二二五	株式会社POLIIT EWORK	同
トマト調剤薬局勝浦店	勝浦郡勝浦町大字棚野字鴻畑一八一四	株式会社徳島共和薬品	同 四日
スマイル調剤薬局和田店	徳島市国府町和田字原淵六七一一	株式会社スマイル	同 十五日
川内内科	同	医療法人川内内科	同 十八日
あいざと蔵本クリニック	同 蔵本元町二丁目四〇一	社会医療法人あいざと会	同 十九日
ありす調剤薬局蔵本元町店	同 四〇一	有限会社a d d	同
コスモス調剤薬局	同 助任本町三丁目二一一	山川 伸治	同 一日 八月
ひかり漢方薬局	同 北島田町二丁目一四五	株式会社ナーシーズ	同
あいざと蔵本訪問看護ステーション	同 蔵本元町二丁目四〇一	社会医療法人あいざと会	同
助任診療所	同 助任本町三丁目三三	医療法人正和会	同 十六日

吉田医院	同	新内町二丁目一八	吉田 卓弘	同	二十六日
たなか内科クリニック	同	南島田町二丁目九六一	田中 貴大	同	一日
かながわ歯科クリニック	拓二二三	板野郡松茂町笹木野字八北開	金川 正男	同	
T A O K A d e n t a l c l i n i c	三好市池田町ウエノ三二〇二 ―四	田岡 勢一朗	同	二日	
スリジエ子どもと大人の クリニック	徳島市北田宮二丁目七―七二	川原 和彦	同	十二日	
ありす調剤薬局南島田 店	同 南島田町二丁目九七―	有限会社 a d d	同	十三日	
合同会社ウイズ訪問看護 ステーション	同 北田宮四丁目一〇―四 三クレセント一〇三	合同会社ウイズ訪問 看護ステーション	同	二十二日	
よしもと形成外科クリ ニック	同 南庄町三丁目二―六	医療法人聖生会	同	一日	十月
そよかぜ薬局	同 下助任町四丁目五七―	一般社団法人とくし ま健康サポート	同		
訪問看護ステーション 昂	板野郡藍住町矢上字安任一三 七―一	社会医療法人凌雲会	同		
なないろなんぶ訪問看護 ステーション	阿南市羽ノ浦町中庄中屋二― 一―二	合同会社アルコバレ ーノ	同		
加地薬局眉山店	徳島市大道二丁目三六	株式会社グランドプ ラス	同	九日	
なががわ耳鼻咽喉科ク リニック	鳴門市撫養町大桑島字北ノ浜 六三	医療法人鳴幸会	同	十一月	一日

末広訪問看護ステーション	徳島市南末広町一―一二	医療法人いちえ会	同 十二月一日
隆成堂調剤薬局	同 蔵本町二丁目二〇	株式会社レイル	同 十日
えがふる訪問看護ステーション	同 北沖洲一丁目二―一四	えがふる株式会社	同 二十七日
徳島ロイヤル病院	小松島市中田町字新開四八	医療法人メディカルケア	令和五年一月一日
アイ調剤薬局川内店	― 徳島市川内町平石住吉三三〇	株式会社ボンアーム	同
近藤整形外科	同 富田浜二丁目二―二二	近藤 健二	同 四日
東山歯科医院	同 北矢三町三丁目―五	医療法人東山歯科医院	同 二十七日
キリン堂薬局昭和店	同 昭和町五丁目三三	株式会社キリン堂	同 二月一日
訪問看護ステーション きずな	同 丈六町小谷四六―一	医療法人青樹会	同 三月一日
田岡病院訪問看護ステーション	同 万代町四丁目二―二二	医療法人倚山会	同
アイラ薬局	同 助任橋四丁目二―二三	アイランド薬品株式会社	同 十日

徳島県告示第百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の名称の変更について、次のとおり届出があった。

令和五年四月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称		所 在 地	開 設 者	変 更 年 月 日
旧	新			
ごうた歯科	キースおとな こども歯科北 島	板野郡北島町中村字 本須九二一	医療法人芯聖会	令和四年十二 月一日
さくらんぼ薬 局	住吉さくらん ぼ薬局	徳島市住吉一丁目九 一三三	株式会社グローバ ル・アシスト	令和五年一月 一日

徳島県告示第百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和五年四月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	所 在 地		開 設 者	変 更 年 月 日
	旧	新		
西部健生訪問看護ステーション	三好市井川町吉岡一六一―一	三好市井川町吉岡一二七―二	徳島健康生活協同組合	令和四年五月二十三日
訪問看護ステーションれんげ草	徳島市蔵本元町一丁目五	徳島市南庄町一丁目一六―三	株式会社さよなき	同 七月一日
訪問看護ステーションスマイル	鳴門市撫養町小桑島字前浜一七九―九	鳴門市撫養町小桑島字前浜一五六―一 グランドール濱口二〇三	社会福祉法人小渦会	同
訪問看護ステーションそわか	徳島市北矢三町三丁目二―七〇―二五	徳島市春日二丁目七―三二	株式会社凛	同 十一月一日
訪問看護ステーション彩都	鳴門市撫養町立岩字七枚五八	板野郡北島町中村字岸ノ上一―二三六	株式会社彩都	令和五年一月一日
訪問看護ステーションcuddle	徳島市名東町三丁目四一 〇福ビル一〇三	徳島市鮎喰町二丁目三〇―四	株式会社カドル	同 三月一日
なずな訪問看護ステーション	同 蔵本町二丁目一一 ダイバーシテイビル二〇五	同 山城町西浜傍示一六一―二 シテイメゾンフェニックス一〇三	リヴ・フリー株式会社	同

徳島県告示第百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年四月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	所 在 地	開 設 者	廃止年月日
多田クリニック八千代診療所	美馬郡つるぎ町半田字日開野 一九八一―	医療法人多田クリニック	令和四年六月三十日
トマト調剤薬局勝浦店	勝浦郡勝浦町大字棚野字鍛冶地八―二	株式会社徳島共和薬品	同 七月三日
あいざとパティオクリニック	徳島市蔵本町二丁目三〇―一	社会医療法人あいざと会	同 十八日
コスモス調剤薬局	同 助任本町三丁目二〇―	山川 伸治	同 三十一日
ひかり漢方薬局	同 北島田町一丁目一四五	有限会社四国メデイカルサポート	同
助任診療所	同 助任本町三丁目二〇	医療法人正和会	同 八月十五日
田中医院	同 中島田町二丁目六―三	田中 幸博	同 三十一日
国見歯科医院	板野郡藍住町奥野字矢上前八五―一三	国見 正治	同
浜中内科医院	鳴門市撫養町弁財天字ハマ―一―六八	濱中 正明	同 九月二十六日
よしもと形成外科クリニック	徳島市南庄町三丁目二―六	吉本 聖	同 三十日
そよかぜ薬局	同 北前川町四丁目二―一	一般社団法人とくしま健康サポート	同

宮井歯科クリニック	徳島市中通町二丁目一八一	宮井 義博	同
トマト調剤薬局羽ノ浦店	六 阿南市羽ノ浦町宮倉前田二丁	レリープ株式会社	同 十七日
隆成堂調剤薬局	徳島市蔵本町二丁目二〇	株式会社レイル	同 九日
高橋内科クリニック	七 阿南市羽ノ浦町宮倉前田三丁	医療法人高橋内科 クリニック	同
筒井歯科医院	同 沖浜東三丁目四七一	筒井 英士	同 月一日 十二
アルファ薬局北佐古	一七 徳島市北佐古一番町一―三二	株式会社セガファ ーマ	同 月三十日 十一
ファーマシアコスモス薬局鴨島店	四三―一二 吉野川市鴨島町上下島字松元	有限会社マリコー ポレーション	同
なががわ耳鼻咽喉科クリニック	六三 鳴門市撫養町大桑島字北ノ浜	中川 英幸	同 三十一日
豊田歯科医院	同 国府町府中四六一二	豊田 泰明	同 二十四日
猪子歯科医院	同 一 かしどき橋二丁目二七 ― 佐藤ビル二F	猪子 壽次	同 二十一日
加地薬局眉山店	同 幟町二丁目二五	株式会社グランド プラス	同 八日
森本整形外科	一 徳島市津田本町四丁目二二三	医療法人森本整形 外科	同 一日 十月
ハート調剤薬局松茂店	― 一 一 〇 一 板野郡松茂町広島字中ハリ	株式会社共生バツ クアップシステム	同
日本調剤蔵本薬局	同 蔵本町二丁目二〇一	日本調剤株式会社	同

	徳島ロイヤル病院	小松島市中田町字新開四八	桒田 勝仁	同 三十一日	二十六日
高橋小児科	徳島市中島田町二丁目六〇―四	高橋 洋三	同	同	
秦産婦人科内科	板野郡藍住町徳命字元村一四〇―二	秦 准也	同	同	
アイ調剤薬局川内店	徳島市川内町平石住吉三二〇―一	DAGU株式会社	同	同	
山田歯科医院	板野郡松茂町広島字南川三九―五	山田 篤宣	令和五年一月十日		
トビウメ歯科	同 藍住町矢上字西四二―七	医療法人東雲会	同 二十一日		
東山歯科医院	○ 徳島市北矢三町三丁目三十二	医療法人東山歯科医院	同 二十六日		
ぐんも調剤薬局日赤店	小松島市小松島町字井利ノ口一〇四	有限会社郡茂薬局	同 三十一日		
山田外科内科	板野郡北島町新喜来字南古田九三―三	医療法人山田会	同 二十日	二月	
宏生内科	五 徳島市東吉野町一丁目三九―	医療法人宏生内科	同 二十八日		
佐々木クリニック	同 一宮町東丁二〇五	医療法人佐々木クリニク	同		
訪問看護ステーションきずな	同 丈六町小谷四六―一	社会福祉法人圭和会	同		

徳島県告示第百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の休止について、次のとおり届出があった。

令和五年四月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	所 在 地	開 設 者	休 止 年 月 日
凌雲訪問看護ステーション	板野郡藍住町矢上字安任一五六―一	社会福祉法人凌雲福祉会	令和四年九月三十日

徳島県告示第百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の再開について、次のとおり届出があった。

令和五年四月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	所 在 地	開 設 者	再 開 年 月 日
杏和医院	吉野川市鴨島町西麻植字麻植 市四〇―六	医療法人杏和医院	令和四年九月 一日

徳島県告示第百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつた。

令和五年四月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	所 在 地	開 設 者	辞退年月日
きはら耳鼻咽喉科医院	板野郡藍住町乙瀬字中田六五 ―	医療法人きはら耳鼻咽喉科医院	令和四年十月 三十一日

徳島県告示第百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。
令和五年四月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社サンコーフ アーマシー	美馬市脇町大字脇町 七一四―一	サンコー薬局羅漢店	板野郡板野町羅漢字 前田五八―一	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和四年二月 一日
医療法人城東外科	徳島市福島一丁目六 ―五八	城東整形外科内科	徳島市福島一丁目六 ―五八	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	同 一日 六月
郡 太 郎	同 新浜本町二丁 目七―六六	こおりクリニック	同 新浜本町二丁 目七―六六	訪問看護 居宅療養管理指導 通所リハビリテーション 介護予防訪問看護 介護予防防居室療養管理指導 介護予防通所リハビリテーション	同 一日 八月
医療法人成悠会	小松島市中田町字狭 間四七	南徳島クリニック	小松島市中田町字狭 間四七	訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防防居室療養管理指導 介護予防通所リハビリテーション	令和五年一月 五日

徳島県告示第百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和五年四月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地		事業の種類	変更年月日
			旧	新		
特定非営利活動法人ハートこあら	吉野川市山川町湯立三三〇―五	特定非営利活動法人ハートこあら	吉野川市山川町川田一三八七―四	吉野川市山川町湯立三三〇―五	訪問介護 介護予防訪問介護	令和二年五月二十七日
株式会社さよなき	阿波市吉野町西条字地免一六九	訪問看護ステーションれんげ草	徳島市蔵本元町一丁目五	徳島市南庄町一丁目一六―三	訪問看護 介護予防訪問看護	令和四年七月一日
社会福祉法人小渦会	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井五七	訪問看護ステーションスマイル	鳴門市撫養町小桑島字前浜一七九―九	鳴門市撫養町小桑島字前浜一五六―一 グラントール濱口二〇三	同	同

徳島県告示第百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年四月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る 事業所の名称	指定に係る 事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日
公益社団法人徳島県 看護協会	徳島市北田宮二丁目三二 九一八	公益社団法人徳 島県看護協会訪 問看護ステーシ ョン半田	美馬郡つるぎ町半田字中 藪二三四一	訪問看護 介護予防訪問看護	令和四年三月 三十一日
株式会社ほか	同 西二軒屋町二丁目 三九	指定居宅介護サ ービスほか	徳島市西二軒屋町二丁目 三九	訪問介護 介護予防訪問介護	同 八月 三十一日

徳島県告示第百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の休止について、次のとおり届出があった。

令和五年四月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る 事業所の名称	指定に係る 事業所の所在地	事業の種類	休止年月日
社会福祉法人凌雲 福祉会	板野郡藍住町矢上字安 任一五六―一	凌雲訪問看護ステー ション	板野郡藍住町矢上字安任一 五六―一	訪問看護 介護予防訪問看護	令和四年九月 三十日

徳島県告示第百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、施術機関として、次のとおり指定した。

令和五年四月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
乙黒 喜光	杏林堂接骨院	板野郡松茂町広島字東裏一三一五	令和五年二月一日
山口 哲生	のびる整骨院	鳴門市大麻町市場字大道四二一五	同 三月一日
山村 颯	やまむら接骨院	板野郡藍住町奥野字乾一三一一	同 二月二日

徳島県告示第百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、施術機関として、次のとおり指定した。

令和五年四月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

施術者の氏名	施術者の住所	指定年月日
岡田 勝	阿波市土成町成当一六八一三	令和四年八月二十三日
杉本 洋子	徳島市上八万町西山一七九六	同 十一月十一日

徳島県告示第百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年四月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

施術者の氏名	黒田 幸太郎	施術所の名称	黒田整骨院	施術所の所在地	阿南市津乃峰町戎山二一九― 二三	廃止年月日	令和四年十月 三十日
--------	--------	--------	-------	---------	---------------------	-------	---------------

徳島県選挙管理委員会告示第六十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第七十五条第一項の規定による監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和五年四月二十五日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

一二、二八八人

徳島県選挙管理委員会告示第六十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和五年四月二十五日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

一六九、〇六〇人

徳島県選挙管理委員会告示第六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和五年四月二十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
徳島	七〇、七九六人
小松島・勝浦	一二、三二二人
阿波	一〇、一七七人
名西	八、五二六人
那賀	二、二五一人
海部	五、四八三人
板野	二七、二三九人

徳島県選挙管理委員会告示第六十三号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和五年四月二十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一六九、〇六〇人